【新型コロナウィルスの影響に対する事業主対策について】

蔓延する新型コロナウィルスの影響で経済状況が悪化しつつあります。このような環境下で事業主に対して下記のような取り扱いがあります。

1. 日本政策金融公庫による融資

   最近1ヶ月の売上高が前年同期と比較して5%以上減少している場合、上限3,000万円の融資があります。

   ※利率　1年～3年まで0.46%、4年目以降1.36%

   ※上記利率は条件が整えば利子補給があります。(例:売上20%減少)

2. 協会けんぽ加入者の傷病手当の適用

   協会けんぽに加入している従業員が新型コロナウィルスに罹患した場合、傷病手当の支給対象になる可能性があります。健康保険から休業に伴い無給の従業員に対して休業4日目から給料額面の67%程度支給されます。

   ※東京都歯科健康保険組合も協会けんぽに準じます。

3. 雇用保険による雇用調整助成金

   事業活動の縮小を余儀なくされた場合、休業等によって従業員の雇用の維持を図る事業主に対する助成金です。

   (例)前年同月に比較して患者数が減少し10%以上売上が減少しているため、診療日を週5日から週3日に変更または1日の診療時間を1時間以上短くした場合、従業員に給料額面の60%以上を支給していれば雇用調整助成金を受給できます。

   ※助成額:給料の2/3か1日8,330円のいずれか少ない金額

   (参考)休業補償保険:新型コロナウィルスを原因とする休業の場合には保険金は出ません。サーズ、マーズは給付されます。

   上記の内容は簡略化しておりますので詳細は事務所にご連絡下さい。